



[科目選択へ戻る](#) [専攻選択へ戻る](#) [トップページへ](#)

平成30年度シラバス 共通基盤科目 情報法律制度論

English

■ 基本情報

本年度実施有無	開講します。
担当教員	河村 和徳
教室	情報-大
時間割	1学期(水) 8:50-10:20
講義開始日	04/11

■ 授業の目的・概要及び達成目標等

情報通信技術(ICT)の発達によって、法律としてこれまで意識しなかった分野まで、我々は配慮しなければならなくなつた。それは肖像権や著作権といった民法レベルにとどまらず、公文書のあり方や個人情報保護のあり方など幅広い。法律は強制力を有しているので、知らなかったでは済まされない部分もあり、また法律が我々の研究を制約する可能性も十分ある。

我々は法律にかかわる問題についても、技術と同じように人並み以上の知識を有する必要があるし、市民社会の一員としての技術者と市民との橋渡しを努めなければならない。この講義は、情報セキュリティ、知的財産権、個人情報など、ICTにまつわる法律問題を解説する一方、情報社会の到来によって制度がどのように変容しているのか理解することを目標とし、講義を進めていく。

■ 授業計画

授業内容は次の通り。

- 1 ガイダンス
- 2 電子商取引
- 3 仮想通貨
- 4 ドローン規制
- 5 子どもとインターネット
- 6 インターネット投票
- 7 ライフログ
- 8 クラウド・コンピューティング
- 9 プロバイダ責任制限法
- 10 検索エンジン
- 11 個人情報保護
- 12 情報セキュリティ
- 13 ビッグデータ
- 14 サイバー犯罪
- 15 知的財産

■ 成績評価方法及び基準

2回のレポートで採点(100%)

■ 教科書、参考書

日本語プリントを配布

■ 関連ウェブサイト

授業で指示する

■ オフィスアワー(面談可能時間)

講義終了後

■ その他

[↑ページトップへ](#)

Copyright (C) 2005-2007 Graduate School of Information Sciences, Tohoku University. All rights reserved.

